

第四次長野市総合計画の体系と指標（案）

1 総合計画の体系

（1）基本構想

第四次長野市総合計画の基本構想に掲げるまちづくりの目標は、歴史的財産を大切に
して、未来のまちを支える人、多彩な文化・活気ある産業を育み、豊かな自然との共生
を図りながら、魅力と活気に満ちた「ながの」をすべての人とともに創り、多様な選択
肢から市民が自ら決定し、自信と勇気と責任を持って歩むことで、持続的に発展する地
域を目指すこととしています。

また、この目標を達成するために、「パートナーシップによるまちづくり」や、歴史・
文化・自然を活かし、訪れてみたくなる地域づくりを念頭に「長野らしさをいかしたま
ちづくり」のほか、「健全で効率的な行政経営」の3つの視点を定めています。

社会経済情勢が大きく変化し、課題の広がりや新たな課題の発生に対応していく必要
が生じているところでありますが、これらの課題に対応しつつ、長野市が将来にわたり
発展していくためには、これらのまちづくりの目標・方針などは、短期間のうちに変更
するのではなく、引き続き堅持し、実現を目指していくべきものと考えております。

したがって、後期基本計画の策定に当たり、基本構想の見直しはしないこととし
ます。（以上、平成22年9月長野市議会定例会における市長答弁要旨）

（2）後期基本計画について

後期基本計画は、基本構想の見直しはしない中で、基本構想を実現するために策定す
るものであることから、基本施策及び施策の2階層の体系は現行のとおりとします。

なお、基本施策及び施策の構成及び内容は、審議・検討の結果を踏まえ、策定するこ
ととします。

2 第四次長野市総合計画後期基本計画の指標

総合計画の体系に合わせ、市民と行政が目標を共有し、市民が市政を評価する視点は、
市民とのパートナーシップによるまちづくりを進める本市にとって重要なことから、後
期基本計画においても引き継ぐこととします。

ただし、市民による市政の評価は、まちづくりアンケートにより実施していますが、
その結果は、国政や県政など社会全体の印象が反映されてしまう傾向があり、一概に市
政を評価した結果とは言えない面もあることから、市が取り組んだ施策の成果とできる
だけ連動できるような指標の設定を目指すこととします。

3 参考資料

第四次長野市総合計画 後期基本計画の策定に向けた方針（別紙）

第四次長野市総合計画 後期基本計画の策定に向けた方針

| 総合計画 | | 主な内容 | 後期基本計画策定方針 | |
|---------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 基本構想 | 目標編 | 第一章 まちづくりの目標 (都市像) | ～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち「ながの」を都市像として、まちづくりの目標としたものです。 | |
| | | 第二章 まちづくりの視点 (都市経営戦略) | まちづくりの目標を効果的に達成するために、パートナーシップによるまちづくり、「長野らしさ」をいかしたまちづくり、健全で効率的な行財政運営の3つの視点を掲げたものです。 | |
| | | 第三章 基本指標 | 人口の流入と定着を促進するとともに、少子化対策の推進により出生数の増加を図り、推計値を上回る定住人口の確保を目指すとしたものです。 | |
| | | 第四章 土地利用構想 | 基本理念(地域の特性をいかす、安全で安心できる、人と自然が共生する)に基づき、調和のとれた土地利用を目指すとしたものです。 | |
| | まちづくりの基本方針編 | 第一章 行政経営の方針 | 限られた「行政の経営資源」をより効率的かつ市民本位に活用し、これからのまちづくりを進めるために、役割分担と協働によるまちづくりの推進、地域の個性をいかした住民自治の推進、地方拠点都市としての先導的役割の充実、行政改革の推進と効率的な行財政運営、成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進の5つの方針を定めたものです。 | 現行のとおり (政策の7本柱と27の政策) |
| | | 第二章 まちづくりの方針 (施策の大綱) | 保健福祉分野のまちづくりの方針を「健やかに暮らし認め合い支え合うまち」としたものです。 | |
| | | | 環境分野のまちづくりの方針を「豊かな自然環境と調和した潤いあるまち」としたものです。 | |
| | | | 防災・安全分野のまちづくりの方針を「より安全で安心して暮らせるまち」としたものです。 | |
| 教育・文化分野のまちづくりの方針を「心豊かな人と多彩な文化が輝くまち」としたものです。 | | | | |
| 産業・経済分野のまちづくりの方針を「いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち」としたものです。 | | | | |
| 都市整備分野のまちづくりの方針を「多様な都市活動を支える快適なまち」としたものです。 | | | | |
| 後期基本計画 | 基本施策 | 前期基本計画では、政策を達成するための取組の方向性として、44の基本施策を定めたものです。また、アンケート指標を設定し、市民が市の施策を評価できるようにしました。 | 構成及び内容 審議 検討 | |
| | (重点施策) | 前期基本計画では、44の基本施策のうち、10の基本施策を重点施策として定めたものです。 | | |
| | 施策 | 前期基本計画では、基本施策を構成する個別の施策で、日常業務の最小単位の目的となる101の施策を定めたものです。施策には、市民と職員が共有するまちづくりの目標を定めました。また、施策に159の指標を設け、施策の進捗を計る目安としました。 | | |
| 実施計画 | | 日常の取組や業務で、施策を達成するための手段を定めたもので、毎年の予算編成に合わせて作成するものです。 | | |